

(趣旨)

第1条 この規程は、職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第33条の2の規定に基づき、九州大学（以下「本学」という。）の学生、卒業生及び修了生（以下「学生等」という。）について行う無料の職業紹介業務の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(求人)

第2条 本学は、次の各号に掲げる場合を除き、本学の学生等を対象とするすべての求人の申込みを受理するものとする。

- (1) 申込みの内容が法令に違反する場合
- (2) 求職者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件（以下「労働条件等」という。）が通常と比べて著しく不相当であると認める場合
- (3) 教育上不相当と認められる場合

2 求人者は、求人の申込みに当たっては、所定の求人票に記入して行うものとし、本学に対し、法令により義務づけられた労働条件等を明示しなければならない。

(求職)

第3条 本学は、求職申込みの内容が法令に違反する場合又は教育上不相当な場合を除き、本学の学生等のすべての求職の申込みを受理するものとする。

2 求職者は、求職の申込みに当たっては、所定の求職票に記入して行うものとする。

(紹介)

第4条 本学は、職業の紹介に当たっては、法第2条に規定する職業選択の自由の趣旨を踏まえ、求職者にはその希望と能力に適合する職業を、求人者にはその労働条件等に適合する求職者を紹介するよう努めるものとする。

2 求職者を求人者に紹介する場合は、必要に応じて学部長、学府長又は就職担当教員の推薦状又は紹介状を発行するものとする。

3 同盟罷業又は作業所閉鎖により労働争議中の事業所の求人に対する紹介は、争議が解決するまで行わないものとする。

(職業紹介業務担当者)

第5条 職業紹介業務は、各学部、各学府及び学務部の職業紹介業務担当者（以下「業務担当者」という。）が行うものとする。

2 前項の業務担当者は、各学部長、各学府長、就職担当教員、学務部キャリア・奨学支援課長並びに各学部及び各学府の事務を処理する事務部の長とする。

(守秘義務)

第6条 業務担当者は、法第51条の2の規定に基づき、求人者又は求職者から知り得た個人的な情報はすべて秘密とし、他に漏らしてはならない。その業務に従事しなくなった場合も同様とする。

(均等待遇)

第7条 本学は、法第3条の規定に基づき、求人者又は求職者に対し、職業紹介業務について差別的な取扱いは一切行わないものとする。

(報告)

第8条 求人者及び求職者は、雇用関係が成立した場合（採用が内定した場合を含む。）又は不成立となった場合は、それぞれ速やかにその結果を業務担当者に対し、報告しなければならない。

2 本学は、職業紹介状況等について、本学管轄の公共職業安定所に対し、法第33条の2第7項において準用する法第32条の16の規定に基づき必要な報告を行うものとする。

(業務運営)

第9条 本学の職業紹介業務の運営は、この規程に定めるもののほか、法令及びこれに基づく通達等の規定によるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大規程第89号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規程第180号）

この規程は、平成23年4月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成25年度九大規程第148号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規程第70号）

この規程は、令和3年8月10日から施行し、平成30年4月1日から適用する。